

4 法第五十条の二第一項第三号の電子情報処理組織を使用しようとする重要国際埠頭施設の管理者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 重要国際埠頭施設の名称及び所在地

5 前項の届出をした重要国際埠頭施設の管理者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第十五条の六第一項第三号中、「指定特定重要港湾」を「指定港湾」に改める。

第十五条の十第三項中、「第五十二条第一項第三号」を「第五十二条第一項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中、「第五十二条第一項第二号」を「第五十二条第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中、「第五十二条第一項第一号」を「第五十二条第一項第一号」に改め、同項第三号イ中、「もの」の下に、「前項に規定するものを除く。」を加え、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、国土交通大臣が港湾の配置及び取扱貨物量を考慮して地震に対する安全性の向上を図る必要があると認める外貿コンテナ岸壁等（コンテナ貨物の運送に係る外国貿易船を専ら係留するための岸壁又は棧橋をいう。以下同じ。）であつて水深十六メートル以上のものとする。

第十五条の十一の見出し及び第一項中、「第五十二条第二項第一号」を「第五十二条第一項第三号」に改め、同条第一号中、「コンテナ貨物の運送に係る外国貿易船を専ら係留するための岸壁又は棧橋（以下この条において「外貿コンテナ岸壁等」という。）」を「外貿コンテナ岸壁等」に改め、同条第三号中、「外貿コンテナ岸壁等」の下に、「前条第一項に規定するもの及び国際戦略港湾における外貿コンテナ岸壁等であつて水深十四メートル未満のものを除く。」を加える。

第十八条の三中、「第十五条の十第二項第二号括弧書」を「第十五条の十第三項第二号括弧書」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(職権の委任)

第四十条 第十五条の五の三第二項から第五項の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。

第五号様式中「圃畑圃」を「圃畑圃、圃畑圃、圃畑圃」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十五条の三の改正規定、第十五条の五の二の次に一条を加える改正規定及び第三十九条の次に一条を加える改正規定は、同年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に調製された港湾台帳の様式については、この省令による改正後の港湾法施行規則第五号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(道路法施行規則の一部改正)

第三条 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中、「特定重要港湾」を「国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾」に改める。

(海岸法施行規則の一部改正)

第四条 海岸法施行規則（昭和三十一年農林省・運輸省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中、「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改める。

(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中、「重要港湾」を「国際戦略港湾等」に改め、同条第四項中、「重要港湾」を「国際戦略港湾等」に、「特定重要港湾」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾」に改める。

第五十六条第三項、第五十八条第三項及び第六十二条第二項中、「特定重要港湾」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾」に改める。

第六十六条第三項第二号中、「重要港湾」を「国際戦略港湾等」に改める。

○環境省令第六号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の四の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日
環境大臣 松本 龍

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
第十二条の七の七第二項中、「とする。」の下に、「ただし、都道府県知事がこれによること困難な特別の事情があると認める場合には、この限りでない。」を加える。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○内閣府告示第十七号
内閣府において交付金の配分計画に関する事務又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）の規定に基づき、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務を別表のとおり定める。

平成二十三年三月三十一日
内閣総理大臣 菅 直人
(別表)

第一号に該当する事業又は事務（以下「事業等」という。）	特定交通安全施設等整備事業（円滑化対策事業に限る。）のうち、地方公共団体が実施する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に伴い必要となるもの
第二号に該当する事業等	消防防災施設整備に関する事業（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、林野火災心センター等整備事業（救急医療情報収集装置を除く。）、活動火山対策避難施設、広域訓練拠点施設、救急安心センター等整備事業（対象限年度面積がおおむね二千平方メートル未満のもの。ただし、他の整備事業と一体で行う新増築事業を除く。）、沖縄県に限る。）及び産業教育施設整備、都道府県立学校の地上デジタル放送受信のためのアンテナ等工事、都道府県立の社会体育施設整備に関する事業
第三号に該当する事業等	都道府県立高等学校の新増築（対象限年度面積がおおむね二千平方メートル未満のもの。ただし、他の整備事業と一体で行う新増築事業を除く。）、沖縄県に限る。）及び産業教育施設整備、都道府県立学校の地上デジタル放送受信のためのアンテナ等工事、都道府県立の社会体育施設整備に関する事業
第四号に該当する事業等	水道施設整備に関する事業（水道水源開発施設整備、水道広域化施設整備、高度浄水施設等整備、水道水源自動監視施設等整備、ライフライン機能強化等事業（以上は沖縄県を除く。）、沖縄水道水源開発等施設整備）
第五号に該当する事業等	農地整備事業（地域において戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、そば、なたね及び加工用米をいう。以下同じ。）の作付面積又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。） 水利施設整備事業（地域において戦略作物の作付面積、作物の単収、単位面積当たりの収穫量をいう。以下同じ。）又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。） 草地畜産基盤整備事業（地域において飼料自給率の向上に係る目標を定めて行うものを除く。） 農地防災事業（地域において戦略作物の作付面積、作物の単収又は耕地利用率に係る目標を定めて行うものを除く。） 広域農業用水適正管理対策事業 地域用水環境整備事業 水質保全対策事業

告 示